

第 8 回豊島廃棄物処理協議会議事録

日 時 平成 16 年 1 月 24 日(土) 13:00 ~ 15:00
場 所 讃岐会館 2 階大ホール

出席協議会員 (15 名)

1 学識経験者

会長 南 博方 会長代理 岡市友利

2 申請人らの代表者等

山崎和友 (大川真郎代理) 石田正也 中地重晴 長坂三治 浜中幸三
安岐正三 石井 亨

3 香川県の担当職員等

田代 健 多田健一郎 尾崎 猛 藤田淳二 山本敏弘 大森利春
西原義一

印は議事録署名人

傍聴者

豊島 3 自治会関係者 約 15 名
公害等調整委員会専門委員 佐藤雄也

議 事

1 開 会

司会者から、大川協議会員の代理で山崎和友氏が出席していることの報告があった。

2 会長挨拶 (要旨)

昨年は、9 月 18 日から豊島廃棄物等処理事業が本格稼働がスタートした。その後、国の特別措置法による処理実施計画が環境大臣の同意を得るとともに、小泉総理が豊島を訪問されるなど、国においても廃棄物問題は重要との認識が高まっている。

本日の議題について、率直かつ活発な意見を交換され、信頼関係を一層深め、実りある成果を得て豊島廃棄物等の処理の円滑化に活かしていただきたい。

(緊急報告)

議事に先立ち、県側から中間処理施設 2 号熔融炉の小爆発について報告があった。

ただ今受けた連絡によると、本日 11 時 40 分頃、中間処理施設の 2 号熔融炉が異常燃焼を起こした。怪我人や火災は発生していない。昨年 8 月にも 2 号熔融炉で異常燃焼が生じていたが、それと似たような状況にある。原因究明のため、関係職員を中座させるがご容赦願いたい。

3 議 事

協議会設置要綱 3 の(3)の規定により、会長が議長となって議事が行われた。
会長から公害等調整委員会の佐藤専門委員が出席していることの報告があった。

(1) 協議会の運営について
議事録署名人の選出

議長から石田協議会員と田代協議会員が議事録署名人に指名され了承された。

協議会の公開・非公開について

協議会の公開・非公開について、議長から「本協議会は、情報公開を基本として、運用の中で適切に対応するという原則のもとに運営されるものであり、本日の会議は、提出議題を見たところ、特に非公開とする項目はないと考える。」との発言があった。このことについて、議長が各協議会員に諮ったところ異議はなく、今回の協議会は公開されることとなった。

(2) 豊島処理事業等の処理状況について
県の協議会員から次のような説明があった。

資料 1 「運転・維持管理実績(15年度)」に基づき説明

- ・ 試運転期間を含めて、昨年(14年度)の12月末までの運転実績を資料に示している。掘削実績は概数での把握で 24,000 トン。中間保管・梱包施設での積み込み実績は 21,700 トン。特殊前処理の実績は、岩石等が 47 トン、金属物が 1,160kg、ドラム缶が 61 本、可燃物が 140 トン。
- ・ 輸送実績は積み込み実績とほぼ同じの 21,700 トン。
- ・ 中間処理施設の稼働実績は、2 炉運転した日数が 130 日、1 炉運転した日数が 37 日、投入量による処理実績は 22,000 トン。なお、輸送実績と中間処理施設の処理実績(投入量)が異なるのは直島で溶融助剤(炭酸カルシウム)を添加するためである。実際の処理量は投入量に係数を乗じた計算値で示される。情報表示システムでは計算値が出た段階でその数値に置き換えている。
- ・ 副成物は鉄・銅・アルミ・溶融飛灰・溶融スラグであるが、溶融スラグの産出量は 13,900 トンであった。
- ・ 直島の廃棄物処理もあり、その量は 1,020 トンで 1 日平均約 3.7 トンである。
- ・ 高度排水処理施設の処理量は、海域への放流量が 9 月 18 日からの実績で 7,300 m³である。

資料 1 - 2 に基づき豊島処分地の地下水の状況を説明

- ・ この表は 15 年 4 月から日々の高度排水処理施設の処理量、北揚水井の導水量、西揚水井の導水量、北揚水井の水位、雨量、浸透トレンチ揚水量、沈砂池の PH・COD のデータを示している。現在は、西揚水井の水位 TP+1.0m などにより管理しているが、量的には各揚水井の導入量や高度排水処理施設の処理量も減ってきている。

資料 2 「豊島廃棄物処理事業基本計画について」に基づき説明

- ・ この基本計画は昨年9月7日に技術委員会で承認されたものである。
- ・ 2Pに廃棄物等の処理に関する基本計画を示しており、10年間で675,000トン进行处理する為の年度別掘削計画を示している。
- ・ 15年度においては50,000トンの処理量を計画していたが、実際の処理量は22,000トンで計画通り処理されていない。1月からは通常ペースの量を処理しており、計画の見直しは、もう少し処理実績を見てからと考えていたが、本日の異常燃焼の発生により実績の確認は遅れる状況にある。
- ・ 8Pに専門家の関与が必要と予想される事項を整理している。これは次の議題の委員会の関係、専門家の関与に関連してくる。

以上の説明に対して、豊島の協議会員から次のような質疑があり、県の協議会員から*印のように回答があった。

12月の技術委員会での報告では、処理実績は基本計画に対して進捗率47%であり、アルカリシリカ反応への対応を含め手1月中にも処理計画を見直すということであったがそれはどういう状況か。

* 処理計画の見直しについては、1月の処理実績を見て、処理計画を見直していく事としている。稼働日数は300日を基本としているが、定期点検・整備を効率的に行うなどして320日程度の処理日数を確保できると考えている。基本計画は、実績状況を見ながら随時見直しで対応していく考えである。

スラグのアルカリシリカ反応に問題があり再溶融に至った。本日も異常燃焼の報告があった。滑り出しの段階では躓いていると思っている。この協議会で受け止め方を整理したい。アルカリシリカ反応の問題は、引渡性能試験の段階で克服したつもりで本格操業臨んだ。実際に運転するとまた同じ問題に行き当たった。もう一度対策を検討して、塩基度調整、温度コントロール、土壌割合でクリアーできるとの報告を受けた。そうすると、基本計画の掘削予定も見直されなければならない。このような中で2点を確認したい。1点目は、一番大事なことは安全性の確立していくこと。不具合があれば情報公開して、関係者で問題を共有して取組んでいきたいということ。その積み重ねが、この事業を着実に短期間に実施することに繋がる。2点目は、アルカリシリカ反応の問題について、引渡性能試験の段階で取組んだ経緯があることからこの費用負担はどうなるのか、年間処理量が達成されなかった場合はどうなるのか、税金で賄う性質のものなのか考え方を整理して示して欲しい。

* 安全性を確立については当然同じように考えている。本事業においては情報を積極的に公開していく考えで、各施設の運転状況や環境情報、起こった事柄については情報表示システムにより公開している。情報を共有してお互いに協力しながらやっっていこうと考えている。

* アルカリシリカ反応の問題については、引渡性能試験で起こった事態と今回の事態とは原因が異なると考えている。今回は、山裾の岩盤を削った影響と考

えられており、これは想定外の状況であり、受託業者が法的に責任を取ることにはならないと考えている。

上記のやりとりに対し豊島の協議会員から次のような要望があり、県の協議会員から*のような回答があった。

3点についてお願いしたい

アルカリシリカ反応の原因は想定外であったということだが、花崗岩層まで削ることはこれからもある話であるので、これから処理計画を見直す際には、そのようなことも想定しておいていただきたい。

*花崗岩の話が想定外というのは、施設施工の発注仕様書の中に花崗岩を処理することが記載されていなかったという契約書上のことを意味する。今後の処理計画の見直しの中には当然折り込んでいく。

定期点検・整備を見直して日数を増やすというが、稼働後間もない段階で定期点検・整備を効率化するのは難しいのではないか。この間の出来事については真剣に考える必要がある。

*処理計画は、各年度の掘削量など状況を勘案し随時見直していくこととしており、定期点検・整備などでも必要な事項は全て折り込んでいく。

資料1-2の枕砂池CODのデータで測定してない日のデータは0.0でなく「-」で示すこと。後から区分ができなくなるのでお願いしたい。

*資料は直す。なお、情報表示システムでは既にそのような対応をしている。

(3) 豊島廃棄物等技術委員会について

豊島の協議会員から次のような意見があった。

(技術委員会の開催要求)

技術委員会は解散の方向と聞いているが、未解決事項や問題点が残っていると思う。そういった点について技術委員会できちんと結論を出してから管理委員会に移管してもらいたい。技術委員会の開催については、我々から永田委員長に要望書を出したが、処理協議会においてもこのことを了解して貰いたい。

(技術委員会での課題の整理)

アルカリシリカ反応の問題でもこれで技術的課題が解決した訳ではないし、今の掘削計画では最終年度に土壌だけが残るがそれはどうするのかということが課題の例としてある。技術委員会として結論を出してもらいたい問題が残っている。こういったことを管理委員会に引き継ぐのであれば、そのことを技術委員会の場で明確に示していただきたいと思っている。

(報告書)

報告書はいつ頃できるのか、また内容は事前に見せて貰いたい。

これに対し、県の協議会員から次のような回答があった。

- * この事業は技術委員会の検討結果に従い、専門家の関与のもとに実施することとされている。技術検討委員会の段階では、建設段階と運転段階に分けて考えているが、大きな前提として、技術的な事項は見ていくというのは変わってない。管理委員会の所掌事務は施設等の運営・管理だけでなく、技術委員会の決定事項も併せて検討していただくこととしており、基本的には管理委員会が全て技術的なことも含めて対応していく委員会であると考えている。
- * 引き継ぐべき事項については、技術委員会の報告書に記載し管理委員会へきちんと引き継がれるようにしたいと考えている。報告書は3月中頃、管理委員会の設置までには作成する予定である。原稿の段階で住民会議の方に提示する。
- * 永田委員長からも前回の技術委員会で、まだ確立されていない技術的な課題は管理委員会に引き継がれていくという趣旨の発言があったように思う。県もそのような考え方をもっている。

これについて、南会長から次のような要望があり県側も了解した。

住民の方から技術委員会の開催について要望があったことは県からも技術委員会へ伝えて貰いたい。

(4) 豊島廃棄物等管理委員会について

県の協議会員から次のような説明があった。

資料3「管理委員会設置要綱(案)」と資料4「管理委員会委員候補者名簿(案)」を参照

(管理委員会の組織)

委員は8名で組織し、技術委員会委員から引き続き選任したいと考えている。技術アドバイザーには、技術委員会委員全員(田中先生は用務の都合からご辞退された)に就任していただくとともに、新たに河原先生、小野先生、富田先生を加え15名としたい。

(傍聴)

設置要綱(案)6条に傍聴者として「環境のまち・直島推進委員会の会長・会長代理」を含めているのでご了承いただきたい。

これに対し、豊島の協議会員から以下の要求があった。

(委員の構成)

管理委員会の案では委員は自然科学系の学者の方で構成されているが、社会科学系の有識者の方の参加も求められるのではないかと思う。調停は事業の実現を目的としており、この事業も様々な社会的要請の中で実現していくのだから必要性があると思う。この要綱で定員を1人増やしていただきたい。

(会議の公開)

秘密事項に関することは別として、原則として当初から公開にしていいただきたい。技術委員会では、会議の後、県と住民会議からそれぞれプレスに説明しているが、要約でなく、会議の原点から公開することに意義があると思う。

これについて、県の協議会員から*のように回答があった。

(委員の構成)

- * 管理委員会においては当面、技術的な指導・助言が中心になると考えている。そのため技術委員会の委員が管理委員になることで十分対応いただけると思っている。

(会議の公開)

- * 公開については、先の「専門家の関与に関する大綱」において「委員会の審議の結果了承された事項については公開する。」とされており、管理委員会においても同様な扱いとしているが、委員がどのように考えるか意見を聞いて対応したい。

また、南会長から次のような発言があった。

専門家の関与に関する大綱にある、委員会の目的の「施設等の運営・管理に関する事項」には、作業環境管理、契約上の管理計画、副生物の利用、土壌の取扱い、見学者対応とかも含まれ、必ずしも技術的事項だけとは限らないように思う。環境経済学の分野もあることだし、この件についても検討をお願いする。

住民会議の方から冒頭からの公開の要望が強いことを技術委員会へ伝えて貰いたい。

また、岡市会長代理から次のような発言があった。

管理委員会では、主に技術的な事柄を扱うことになる。また、永田先生や高月先生など幅広い見識を持った委員も構成員であり、環境経済学的な課題にも特に不安はないと思う。また、管理委員会においては社会科学系の方の活動は活かされにくく、むしろ、そういう方はこの処理協議会においての方が自由な発言が出来るのではないか。ただ、こういう要望のあることは私からも技術委員会に伝えておく。

このようなやりとりに対し豊島の協議会員から次のような発言があった。

公開・非公開については委員の判断に任せたい。

社会科学系の有識者を処理協議会にという話は結構であるが、住民が考えているのはこれまでと違った視点の方も管理委員会に入って貰って、管理・運営の監視をして欲しいということ。管理委員会全体の視点を広げられることを期待している。

(5) その他報告事項

豊島の協議会員から次のような報告があった。

見学者のガイドについて

これまで豊島内施設への見学者の対応として、我々が案内をした場合は資料代として1人500円を、バスを利用する場合は7000円を頂いてきた。収支的には、住民側の持ち出しが必要であった。そこで、これからは大人1,500円、学生1,000円、小・中・高500円(1人当たり)で対応することとした。基本的にガイドと送迎はセットと考えている。

これに対して、県の協議会員から*の発言があった。

- * ガイド料を取る場合に、県職員による施設説明の部分はガイド料に含まれていないことをキチンと説明し、その点で見学者の誤解を招かないよう配慮願いたい。
- * 見学者によってはガイドを望まない場合も想定されるが、そういった場合の対応も検討も必要である。

南会長からは任意の寄付のようなものを考えてもよいのではないかとの発言があった。

第2回島の学校の開催について

昨年の島の学校は300人が参加して大変盛況であった。5つの学級に分かれて講座を開くなどして参加者の感想も概ね好評であった。我々としては、豊島産廃の完全撤去まで続けたいと思っており、今年も8月に開催する予定である。南会長にも是非参加していただきたい。

資料館の整備について

心の資料館は自分達で管理・運営していくこととしているが、今年はパネルや写真を整備してもっと良いものにしたいと考えている。ただ、水道の問題があり解決しようと思っているので、そこはご協力をお願いしたい。資料館を充実させて、訪れた人が、来て良かったと思ってくれるような施設にしたい。

(6) その他

豊島の協議会員から次のような要望があった。

特措法による補助の概要について

昨年、特措法に基づく県の実施計画が環境大臣の同意を得て、国の補助が受けられるようになったと聞いている。補助の内容はどのようなものか。

これに対し県から*のように説明があった。

* 昨年12月9日に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく県の実施計画が環境大臣から同意された。これにより豊島廃棄物処理事業に必要な経費について国の補助が受けられることになった。

補助の内容は、国庫補助金と地方債の起債特例である。補助金については(財)産業廃棄物処理事業振興財団を通じて受けとる。有害性の高い廃棄物は2分の1、その他は3分の1の補助率である。

また、県が負担する経費の7割について地方債を充てることができ、その元利償還金の5割については交付税措置される。これにより県の財政負担は4割程度になる。これは、10年間の時限法である。

5者会議の開催について

調停までの県の態度はおかしかったが調停後は県の対応も変わった。今では県と住民は月に1度の事務連絡会を開いて情報交換するなど全国的にも先進的な取り組みが行われていると思う。そこで、芽生え始めた共創の理念を更に確かなものとするために、県、豊島住民、処理協議会、管理委員会、健康管理委員会の5者による会議をもってはどうか。

県の協議会員から次のような報告があった。

スラグの利用計画について

豊島の溶融スラグは、平成16年度から県の発注する公共工事において、砂の代替材としてコンクリート用骨材など土木用材料として利用される。当面は、コンクリート用骨材と2次製品用の骨材としての利用を推進する。サンポートの工事では、既に、多目的広場のインターロッキングブロックに使われている。

最後に、議長が議事録の公開について諮ったところ、協議会員の異議はなく、全て公開することとなった。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名押印した。